

第5期新宿区健康づくり行動計画

(素案) に関する

「パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方」

「地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨」

令和6(2024)年3月

新 宿 区

【目 次】

- 1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）
・・・・・・・・ 1
- 2 第5期新宿区健康づくり行動計画（素案）に関する
パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方
・・・・・・・・ 3
- 3 第5期新宿区健康づくり行動計画（素案）に関する
地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨
・・・・・・・・ 19

1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）

1 パブリック・コメント

(1) 実施期間

令和5年10月25日（水）から令和5年11月27日（月）まで

(2) 意見提出者および提出方法

意見提出者 11名・団体

ホームページ	5名・団体
持参	0名・団体
ファックス	1名・団体
郵送	3名・団体
地域説明会会場	2名・団体
合計	11名・団体

(3) 意見数および意見の計画への反映等

意見数 72件

意見項目の内訳		件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	4件	1～4
2	第1章 計画の考え方	31件	5～35
3	第2章 各基本目標と取組	29件	36～64
4	第3章 計画の推進に向けて	1件	65
5	第4章 資料編	7件	66～72
6	その他	0件	—
合計		72件	

意見の計画への反映等

A 意見の趣旨を計画に反映する	1件
B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	3件
C 意見の趣旨に沿って計画を推進する	0件
D 今後の取組の参考とする	11件
E 意見として伺う	30件
F 質問に回答する	21件
G その他	6件
合計	72件

2 地域説明会

(1) 開催日及び会場

月 日	時間	会 場
11月6日(月)	15:00~16:30	四谷地域センター
11月7日(火)	15:00~16:30	牛込笹笥地域センター
11月9日(木)	15:00~16:30	柏木地域センター
11月11日(土)	15:00~16:30	若松地域センター
11月13日(月)	15:00~16:30	角筈地域センター
11月14日(火)	15:00~16:30	落合第二地域センター
11月15日(水)	19:00~20:30	大久保地域センター
11月17日(金)	19:00~20:30	戸塚地域センター
11月19日(日)	15:00~16:30	榎町地域センター
11月20日(月)	15:00~16:30	落合第一地域センター

※いずれも「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」と合同開催。

(2) 参加者数

参加者数 47名

(3) 意見数および意見の計画への反映等

意見数 23件

	意見項目の内訳	件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	7件	1~7
2	第1章 計画の考え方	2件	8~9
3	第2章 各基本目標と取組	14件	10~23
4	第3章 計画の推進に向けて	0件	—
5	第4章 資料編	0件	—
6	その他	0件	—
	合計	23件	

意見の計画への反映等

A	意見の趣旨を計画に反映する	0件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	2件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する	0件
D	今後の取組の参考とする	3件
E	意見として何う	9件
F	質問に回答する	9件
G	その他	0件
	合計	23件

2 第5期新宿区健康づくり行動計画（素案）に関する パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和5年10月25日（水）から11月27日（月）にかけて実施した、第5期新宿区健康づくり行動計画（素案）に関するパブリック・コメントにおける、意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

[意見提出者及び意見数]

意見提出者 11名・団体 意見数 72件

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【素案頁】 【章番号】	頂いたご意見の内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	頂いたご意見について、素案の施策の方向性に関するものについては、区の考え方を示しています。（計画への反映等については、A～Gで示しています。A～Gの分類については、パブリック・コメント実施結果概要（P.1）をご確認ください。） また、区に対する質問については、回答を記述しています。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区のお考え方
1	全体	全体	第4期の最終計画書はフルカラーの計画書となっており、販売価格も1800円と側聞します。 第5期計画書は、カラー箇所を少なくする事で個人が入手しやすい販売価格となる事を検討下さい。見栄えより内容のある計画書を望みます。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 第4期計画書の販売価格は、1,000円です。計画書は、図や写真を使うことにより、多くの方に見やすいよう構成を工夫し、カラー印刷しています。フルカラーである表紙を除き、本編は2色カラーに精査し、入手しやすい販売価格となるよう努めています。
2	全体	全体	第4期の最終計画書(フルカラー版)の総印刷部数、総印刷部数の庁内配布数、関係行政機関配布数、関連団体や職域配布数、区民購買数、令和5年度末残数の実績を考慮され、利用者が庁内、関係機関が多数であれば、カラー版は不要と考えます。 これら実数の概数を回答された上で、フルカラーの必要性を教示下さい。	F ご質問に回答します。 第4期の最終計画書(フルカラー版)の総印刷部数は700部です。パブリック・コメント実施時点において、庁内配布数は約300部、庁外配布数(健康づくり行動計画推進協議会や新宿区議会議員、区民購買等)は約110部、残数は約290部です。 引き続き、計画書は、図や写真を使うことにより、多くの方に見やすいよう構成を工夫し、カラー印刷します。また、フルカラーである表紙を除き、本編は2色カラーに精査し、入手しやすい販売価格となるよう努めていきます。
3	全体	全体	「健康日本21(第三次)」(令和5(2023)年5月策定)、「医療計画について」通達(R5.6)、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」告示(R5.6)、第9期介護保険事業(支援)計画策定通知等、国からの諸計画の通知、通達、告示がなされているのに拘わらず、第5期健康づくり行動計画内容は、第4期の計画内容と大きな変更ありませんので、心配になります。 上記の「国の取組、助言、指導、告示」の背景があっても、第4期の計画とほぼ同一の計画であって良い事由を教示下さい。 計画の継続性は重要ですが、前例踏襲の計画内容と思います。内容の再確認結果を教示下さい。	F ご質問に回答します。 第5期新宿区健康づくり行動計画(素案)は、健康日本21(第三次)の内容を踏まえ、作成しています。健康日本21(第三次)では、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」が、健康日本21(第二次)から引き続き基本的な方向として示されています。そのため、第5期新宿区健康づくり行動計画においても、「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」を、現計画と同様に基本方針に掲げ、計画を策定します。
4	全体	全体	キャラクターのエコバックがかわいいので、使っています。	E ご意見として伺います。 ぜひ今後ともご活用いただけますと大変幸いです。引き続き健康づくりキャラクター「しんじゆく健康フレンズ」を活用しながら健康づくりの普及啓発に努めてまいります。
5	3	第1章	前期健康づくり行動計画の計画策定の趣旨の表題一つが「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせるまちへ」から「心身ともに健康で暮らせる持続可能なまちへ」に変更されておりますが、当表題の下記載されている文章はほぼ同一です。 当計画趣旨の表題の一つを変更された事由は、SDGsを念頭におき、表題を変更されたのでしょうか、表題変更の趣旨を教示下さい。	F ご質問に回答します。 ご指摘のとおり、健康日本21(第三次)の趣旨に則り、SDGsを念頭におき、計画策定の趣旨の表題を変更しています。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区のお考え方
6	3	第1章	前期健康づくり行動計画の計画策定の趣旨の表題一つが「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせるまちへ」から「心身ともに健康で暮らせる持続可能なまちへ」に変更されておりますが、当表題の下記載されている文章はほぼ同一です。 当表題変更は、健康づくり行動計画推進協議会からの発議ですか、事務局の発議ですか、教示下さい。	F ご質問に回答します。 事務局作成資料として、計画策定の趣旨の表題を変更しています。
7	3	第1章	「心身ともに健康で暮らせる持続可能なまちへ」の計画趣旨の則った「第5期新宿区健康づくり行動計画」における具体的施策の一例をお示し下さい。	F ご質問に回答します。 具体的施策の一例は、「健康的な食生活の推進」です。9月の健康増進普及月間、野菜大好き月間等を通して、健康的で持続可能な環境づくりを更に推進していきます。
8	4	第1章	文章を読めば分かりますが、記載の3つの計画の策定年度、計画期間を記載して下さい。	E ご意見として伺います。 「健康日本21(第三次)」、「がん対策推進基本計画」、「食育推進基本計画」の策定年度、計画期間は、本文に記載のとおりです。
9	5	第1章	【東京都健康推進プラン21(第二次)】【東京都がん対策推進計画】の策定年度、計画期間を記載下さい。	G ご意見を踏まえて修正します。 素案作成時点では、「東京都健康推進プラン21(第二次)」、「東京都がん対策推進計画」を東京都が策定中であったため、未記載としていました。
10	5~7	第1章	H15~H19年度前期計画が初めての健康づくり行動計画の第1期計画ですが、計画策定の「端緒」となった国の動きをP5に記載下さい。	E ご意見として伺います。 国は、平成12年度に第三次国民健康づくり運動「健康日本21」を策定しました。また、法的整備の一環として、健康増進法(平成14年8月2日公布:平成15年5月施行)が制定され、地方計画が法第8条第2項の「市町村健康増進計画」に位置づけられました。
11	5~7	第1章	H15年以前には健康増進や推進に代わる計画書は無かったのか、教示願います。	F ご質問に回答します。 平成15年以前には、健康増進や推進に代わる計画書として、「新宿区基本計画」を定めていました。新宿区では、平成10年度からの10か年計画として策定した「新宿区基本計画」のひとつの大きな目標として「健康でおもいやりのあるまち」を掲げ、「健康は自分でつくり、まもる」という考え方に基づいて、その意識の普及や健康診査などの専門的支援を通じて、区民の健康保持・増進と生活の質の向上に努めてきました。
12	18~19	第1章	P18~19の記載内容を理解するため、第4期での35個の評価指標を本書に記載下さい。	E ご意見として伺います。 第4期での35個の評価指標は、達成度及び進捗状況について健康づくり行動計画推進協議会で報告し、会議の配布資料を区ホームページに掲載しています。計画書では、限られた紙面の中、見やすくするため総括的に表記しています。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の方考	
13	20	第1章	<p>「新宿区健康づくり行動計画」は、「新宿区総合計画」の基本政策Ⅰ「暮らしやすさ1番の新宿」の中の「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」をめざした分野別計画です。」と記され、P27以降に6つの基本目標、18の施策及び18の施策の関連事業として183事業(P145)を記載しています。</p> <p>一方、第三次実行計画では、「新宿区総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるものです。」と記載されており、基本政策Ⅰ個別施策1に対し、3つの計画事業と計画事業を支える34の経常事業を記載しています。(P158、159参照)これに対し、以下教示下さい。</p> <p>分野別計画と記載されていますが、総合計画で記載の「個別計画」との事で良いか。個別計画と記載される事をのぞみます。</p>	G	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p> <p>計画の位置づけについて、新宿区総合計画の個別計画と記載するように修正します。</p>
14	20	第1章	<p>基本政策Ⅰ個別施策1の「行財政計画」であるとの第三次実行計画書の記載、これに対し、基本政策Ⅰ個別政策1の「分野別計画」であるとの健康づくり計画書の記載の違いを教示下さい。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>「新宿区健康づくり行動計画」については、施策の分野ごとの取組の方向性を定める個別計画として策定しています。一方、実行計画は、総合計画の期間を一次から三次までの期間に分けて定め、各計画期間の年度ごとの取組内容や事業費を明らかにすることで、施策を具体の事業として計画的に進めていく行財政計画として策定しているものです。</p>
15	20	第1章	<p>健康づくり計画での6つの基本目標、18の施策及び18の施策の関連事業である183事業は、第三次実行計画での3つの計画事業と34の経常事業は、どの様に対応するか、具体的な対応表として教示下さい。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>第5期新宿区健康づくり行動計画においては、「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」の基本方針のもと、計画事業、経常事業を含めすべての事業を記載していますが、第三次実行計画では、計画期間において、今後計画的に取り組んでいくものを年度ごとの取組内容や事業費を明らかにし、施策を具体の事業として計画的に進めていくものを示しています。また、経常事業については、第5期新宿区健康づくり行動計画に掲載されている事業のうち関連する事業をまとめて記載しています。</p>
16	20	第1章	<p>基本政策Ⅰ個別施策1を達成するための計画として何故2つの計画が存在するか疑問です。両計画において、「指標」により目標管理され、行政評価は健康部でも行われていると思います。何故2つの計画が存在するか教示下さい。</p>	F	<p>ご質問に回答します。</p> <p>新宿区健康づくり行動計画については、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として定めており、個別施策Ⅰ-1「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」をめざした個別計画として策定しています。一方、実行計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けて、総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくため、計画期間の年度ごとの取組内容や事業費を明らかにする行財政計画として策定しているものです。</p>

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の方考え方
17	20	第1章	第三次実行計画において計画事業とする事により、当事業の関連予算は計画期間内において本書記載の金額が毎年の予算審議に関係なく確保される事になるのか教示下さい。	F ご質問に回答します。 新宿区実行計画の記載の金額は現段階での計画値であり、各年度の予算編成において、決算実績や行政評価の実施結果等による事業検証を徹底した上で、より一層効果的・効率的な事業経費となるよう適切に見積もります。
18	21	第1章	「新宿区子ども・子育て支援事業計画」「新宿区自殺対策計画」「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「新宿区スポーツ環境整備方針」の策定年度、計画期間及び策定部署名を記載され、連携内容が具体的に理解される様に願います。	E ご意見として伺います。 素案21ページは、計画の位置づけを視覚的に記載したものです。見やすいものになるよう、記載する項目を取捨選択してまいります。
19	21	第1章	第4期計画書のP14に記載のフローには、フローの末尾に「新宿区実行計画」と記載されています。 第5期での計画では、「新宿区実行計画」との関連を持たないとの意味ですか、フローに「新宿区実行計画」の記載しなかった理由を教示下さい。	G ご意見を踏まえて修正します。 第4期計画書で記載していた「新宿区実行計画」のフローは、第5期計画書の素案時点では削除していましたが、ご指摘のとおり、フローに記載するよう修正します。
20	21	第1章	当フロー末尾に「新宿区実行計画」と記載される事を望みます。	
21	22	第1章	計画期間の表中の記載「特定健康診査等実施計画とデータヘルス計画を一体的に策定」及び、関連計画の文章中の記載「これらの計画と本計画とを相互に関連付け、区民の健康づくりの取組を進めていきます。」と記載されています。両記載内容を分かりやすく記載下さい。	E ご意見として伺います。 第5期新宿区健康づくり行動計画は、新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画と整合性を図りながら策定します。
22	22	第1章	「一体的に策定」「関連付けて」の意味が分かりませんので、分かりやすく記載下さい。	E ご意見として伺います。 「一体的に策定」とは、新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画を1つの計画書として策定するものです。また、「関連付けて」とは、第5期新宿区健康づくり行動計画と別の計画書となるため、整合性を図りながら策定するというものです。
23	22	第1章	フローに「国民健康保険データヘルス計画」「特定健康診査等実施計画」を記載される事を望みます。	B ご意見は、素案に記述されています。 素案21ページのフローに、新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画が記載されています。
24	22	第1章	関連計画の「新宿区子ども・子育て支援事業計画」「新宿区自殺対策計画」「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「新宿区スポーツ環境整備方針」の策定年度、計画期間及び策定部署名を記載され、連携内容が具体的に理解される様に願います。	E ご意見として伺います。 素案22ページは、計画との関連計画を記載したものです。見やすいものになるよう、記載する項目を取捨選択してまいります。
25	23	第1章	「本計画でも、SDGsの視点を踏まえて取組を進めていくこととします。」と記載されています。本計画書の6つの基本目標・18の施策とSDGsの視点取組を具体的に記載されたページを新たに作成下さい。	A ご意見を踏まえて、計画素案を修正します。 基本目標・施策とSDGsの目標との対応表を新たに作成し、計画に記載します。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の方考え方
26	24	第1章	「健康づくりの多様な資源」とは、具体的に何を指すか教示下さい。	F ご質問に回答します。 「健康づくりの多様な資源」とは、多様な暮らし方、働き方に対応した身近な公園やオープンスペース、ウォーキング活動等を楽しめる「場」としての道路や公園などを指します。
27	24	第1章	「区民・関連団体・区が一丸となって取り組む健康づくり」と記載されています。国の施策方針の「地域・職域連携推進事業」を展開されている事を記載される事を望みます。	E ご意見として伺います。 「地域・職域連携推進事業」の展開は、現状では実施できていないことから、計画に記載することは考えていません。
28	25	第1章	「母親のやせが生まれてくる赤ちゃんの出生体重低下につながる可能性があることや、次世代の生活習慣病のリスクを高める影響があることを伝え、」とコラム内に記載されています。 P26に「若い女性のやせ」「やせ願望」「若年層のやせ願望」と「やせ」に関する記述が多いので、本頁記事の出典の記載を望みます。 (お母さんのやせは次世代の生活習慣病のリスクを高めます～公益財団法人骨粗鬆症財団オンライン公開講座の内容ですか。)	G ご意見を踏まえて修正します。 参考文献として、【厚生労働省「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針(令和3年)】」を記載します。
29	27	第1章	基本目標5施策1が第4期では「1女性の健康支援センターを拠点に、女性の健康に関する正しい知識の普及を図ります。」から第5期では「1ライフステージに応じた女性の健康に関する正しい知識の普及を図ります」に変更されています。変更の大きな理由を教示下さい。	F ご質問に回答します。 女性の健康は女性ホルモンによって左右され、その分泌量は思春期、性成熟期、更年期、老年期といったライフステージに応じて大きく変化し、そのため様々な健康課題が生じます。そのことをしっかり認識したうえで、正しい情報を適切に普及していく姿勢を明確に示すために、「ライフステージに応じた女性の健康に関する正しい知識の普及を図ります」としました。
30	27	第1章	基本目標5施策1の関連事業135から138の事業(P157, 158記載)の事業内容の記載内容が第4期計画書での記載内容と同一です。第5期での関連事業135～138の事業内容がどの様に拡充されるか、基本目標5施策1の新規関連事業が最終報告書に記載されるか確認します。	F ご質問に回答します。 女性の健康は女性ホルモンによって左右され、その分泌量は思春期、性成熟期、更年期、老年期といったライフステージに応じて大きく変化し、そのため様々な健康課題が生じます。乳がんや子宮頸がんなどのがん、更年期以降に現れる症状など、引き続きライフステージに応じた女性特有の健康課題を学ぶ機会を増やす必要があるため、第5期計画でも女性の健康づくりに関するセミナーの開催やホームページ・リーフレットなど様々な媒体を用いた普及啓発、女性の健康週間イベントなどを実施します。また、第5期計画では、若年女性のやせは、排卵障害(月経不順)や女性ホルモンの分泌低下、骨量減少と関連することが報告されていることや妊娠前にやせであった女性は、標準的な体型の女性と比べて低出生体重児を出産するリスクが高いことが報告されていることなどを踏まえ、将来に渡る健康支援を行う必要があり、若い世代から広く普及啓発していきます。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の方考え方
31	27	第1章	基本目標2施策5、基本目標4施策3が第4期の政策名と変更が見られます。上記と同様な質問に対し、教示下さい。	F ご質問に回答します。 基本目標2施策5については、高齢期の課題を踏まえた健康づくりを推進するという観点は同じですが、介護予防・フレイル予防と一体的により一層推進していくことから、「高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します」としました。 基本目標4施策3については、国は、第4期がん対策推進基本計画において、がんとの共生という柱を掲げています。区においても、相談窓口の周知や窓口間の連携、アピアランスケアなどを含めた社会生活支援を充実させることで、患者等の療養生活を支援していきます。
32	27	第1章	本頁に、各基本目標の各施策を支える関連事業がP145に記載されている事を注記して下さい。	G ご意見を踏まえて修正します。
33	27	第1章	基本目標1の施策2「地域のつながりを醸成し、健康づくりを推進します。」は、第三次実行計画での3つ計画事業、34の経常事業のどれに対応するか、具体的に教示下さい。	F ご質問に回答します。 基本目標1の施策2「地域のつながりを醸成し、健康づくりを推進します。」は、新宿区第三次実行計画の計画事業名「高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進」、枝事業名「高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防事業」に主として対応します。
34	27	第1章	同様に、それぞれの施策が、第三次実行計画での3つ計画事業、34の経常事業のどれに対応するか、具体的に教示下さい。	F ご質問に回答します。 第5期新宿区健康づくり行動計画においては、「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」の基本方針のもと、計画事業、経常事業を含めすべての事業を記載していますが、第三次実行計画では、計画期間において、今後計画的に取り組んでいくものを年度ごとの取組内容や事業費を明らかにし、施策を具体的な事業として計画的に進めていくものを示しています。また、経常事業については、第5期新宿区健康づくり行動計画に掲載されている事業のうち関連する事業をまとめて記載しています。
35	28	第1章	前段の文章は、非常に分かりにくいです。基本施策 I 個別政策1の評価指標の設定の考え方は、区で統一された考え方で設定されていると思いますので、第三次実行計画書P28と同一な文章とされてはいかがですか。	E ご意見として伺います。 区としては、本計画における施策ごとの指標だけでなく、計画全体の進捗を推し測る指標を設定するという趣旨で、このような記載としていることから、適正な表現と考えています。
36	32、42	第2章	基本目標1の施策1、誰もが自然に健康づくりを実践できる環境を整えます 基本目標2の施策1、身体活動量の増加と運動・スポーツ活動の習慣化を推進しますの取組としてそれぞれに、区有スポーツ施設、学校の体育館やグラウンドの活用や整備について位置づけ、施設整備を検討する会議体を設置し、未利用の公有地を活用等、区民、地域住民、利用者の意見を反映させた施設整備を行うべき。	E ご意見として伺います。 健康維持・増進のために、日常生活の中で毎日体を動かすような生活は大切です。気軽に歩き、ウォーキングを楽しむことで、体を動かす機会も増やすことができます。 区では、より多くの区民が気軽にスポーツ活動や相互交流の場として屋内外のスポーツ施設を提供しています。また、スポーツ環境に関する現状報告・確認・意見交換の場として「スポーツ環境会議」を設置し、情報交換を図っています。施設整備については、スポーツ環境整備方針に基づき、区民ニーズを捉えながら計画的に推進していきます。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の考え方
37	41～44	第2章	ウォーキングの推進は賛成です。新宿御苑や神宮外苑、中央公園などでポールウォーキングの教室やイベントを開催していただくと嬉しいです。独りで行うにははずかしさもありません。定期的な皆でやったら習慣にもなり、普及にも効果的だと思います。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 区もポールを使用したウォーキングの効果には注目しており、ウォーキングイベント「しんじゅくシティウォーク」においてノルディックウォークの体験ブースを設けているほか、ウォーキング教室などでもポールの使用は自由としています。また、地域でポールを使用したウォーキングを広める活動をしている団体があることも把握しています。 歩行が困難な方でも参加しやすいウォーキングの教室やイベントのあり方について今後も研究していきます。
38	42～44	第2章	ウォーキングが費用もかからず、良い面がとて多いので、運動を取り組むきっかけには、とにかくウォーキングが一番だと思う反面、膝、腰を傷めている人たちに歩け歩けは無理。 そこで、膝や腰の痛みを防ぐ歩き方講座や、膝や腰に痛みを与えない靴の選び方講座など、基本的な土台としての健康改善・向上の方策をもっと強化して欲しい。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 初心者向けのウォーキング教室やウォーキングに関する講演会の中などでは正しい歩き方や靴の選び方などもお伝えはしているところですが、膝や腰を傷めている方については、その原因などによりウォーキングをすることそのものが適切でない場合もあることから、かかりつけ医師のご指示に従いながらウォーキングや筋トレ(しんじゅく100トレ)などにご参加いただきたいと思っております。
39	45	第2章	基本目標2の施策2、休養と心の健康づくりを支援します 精神障害者団体から提案され他自治体でも実践されている、教育委員会と連携した、授業や保護者向け講演会を行うべき。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では平成25年度より、区内の中学1年生を対象に、精神疾患の正しい知識や相談方法について啓発するパンフレットの作成及び配布を行っています。内容について教育委員会とも調整の上、本人向けと併せて保護者向け・教員向けリーフレットも作成し、家庭や学校でより効果的に当パンフレットを活用できるよう工夫しています。 今後も引き続き、教育委員会と連携しながら、普及啓発に取り組んでいきます。
40	49～54	第2章	「健康日本21(第三次)」では、「喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)」の目標値として、16.7%(令和元年)から12%(令和14年)を目指すことが示されております。 一方、今回の素案では、区政モニターアンケートにおいては新宿区の喫煙者率は国の目標値である12%以下を既に達成(令和4年度:9.4%)しているにも関わらず、目標として8.5%(令和11年度)が設定されています。 たばこ税は区財政にとって重要な財源となっており、喫煙率を必要以上に減らす取り組みは、財源の減少につながることもなりかねず、区政全体の中でのバランスを考えることも必要なのではないかと考えます。さらには、目標達成していない施策も多くあることから、未達成施策に注力すべきであり、喫煙率については、中長期的に減らすことを目指すのであったとしても、少なくとも“減少させる”等の定性情報の記載までにとどめるべきではないかと考えます。	E ご意見として伺います。 令和4年度に実施した「新宿区健康づくりに関する調査」では、喫煙者のうち27%が禁煙を希望しており、令和5年度の区政モニターアンケートでは、喫煙率は10.9%でした。国の計画においては、喫煙者の割合の目標値を、禁煙希望者が全員禁煙することとして設定していますが、区にあてはめると目標値は8.0%となります。しかし、新宿区の喫煙率は、国の喫煙率の16.7%と比較して低いことや、現実的で到達可能なものを考慮し、目標値は、令和5年度比1割減の9.8%と設定します。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の考え方
41	49～54	第2章	<p>今般の健康計画で喫煙者の割合を設定される際には、区内のたばこ販売店や喫煙者への影響等も踏まえ、一方的で偏ったものでなく、バランスの取れた実効性のある取り組みとしていただきますよう、切にお願い申し上げます。今後とも非喫煙者に迷惑をかけないよう、喫煙者がマナーを守って喫煙できる場所を整備いただき、喫煙者、非喫煙者がいがみ合うことなく共存できるたばこ対策を実行いただくよう、お願い申し上げます。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は、今後の取組の参考とします。 公衆喫煙所の増設等は、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごすためには必要なものであると考えています。 そのため、区では、公衆喫煙所の増設のために、道路法などの法規制の緩和や国有地、都営地の提供などを国や東京都に要望しています。 また、民間事業者による公衆喫煙所等を整備する際の設置等費用の助成を実施しています。 今後も、分煙対策を講じた喫煙所の設置が可能となった場所から、順次設置していくとともに、民間事業者への助成を通じて喫煙所整備を推進し、たばこを吸う人も吸わない人も心地良く過ごせる環境づくりを推進していきます。</p>
42	49～54	第2章	<p>喫煙について計画されてますが、喫煙場所についていかが御考えでしょうか？ わたしはたばこの煙は苦手で、歩きたばこなどでウロウロされるのは迷惑なので喫煙場所をもっと増やしてそこで吸って欲しいです。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は、今後の取組の参考とします。 公衆喫煙所の増設等は、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごすためには必要なものであると考えています。 そのため、区では、公衆喫煙所の増設のために、道路法などの法規制の緩和や国有地、都営地の提供などを国や東京都に要望しています。 また、民間事業者による公衆喫煙所等を整備する際の設置等費用の助成を実施しています。 今後も、分煙対策を講じた喫煙所の設置が可能となった場所から、順次設置していくとともに、民間事業者への助成を通じて喫煙所整備を推進し、たばこを吸う人も吸わない人も心地良く過ごせる環境づくりを推進していきます。</p>
43	49～54	第2章	<p>喫煙者率を下げる・目標設定するということは、本計画は禁煙推奨施策ということですか？法律的に大丈夫ですか？ 他施策で目標達成されていないものがあるにも関わらず、喫煙者率だけさらに減少させる理由と目標未達成の施策の目標値を設定しない理由を教えてください。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。 国においては基本的な考え方として、「喫煙率の低下」が重要であり、健康増進・疾病予防の観点から低ければ低い方が望ましいとされる一方で、長年その使用が容認されてきたものであって、「喫煙をやめたい者がやめる」としており、区も同様に考えています。そのため、本計画においても喫煙をやめたい、本数を減らしたいと考える方に対する禁煙支援を行うもので、法令上も問題はありません。 他施策での目標については、施策ごとに達成度合いを測るため指標を定めており、各々で目標値は設定しています。</p>

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区のお考え方
44	49～54	第2章	<p>計画内容からは逸れますが、与党令和4年度税制改正大綱にも記載があるとおり、屋外の喫煙所を区の責務において配慮された場所に数多く設置することが受動喫煙防止に効果があると考えます。</p> <p>区民の権利を一定制限するのであれば、しっかりと分煙するための施設も設けないと解決しないと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>公衆喫煙所の増設等は、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごすためには必要なものであると考えています。</p> <p>そのため、区では、公衆喫煙所の増設のために、道路法などの法規制の緩和や国有地、都営地の提供などを国や東京都に要望しています。</p> <p>また、民間事業者による公衆喫煙所等を整備する際の設置等費用の助成を実施しています。</p> <p>今後も、分煙対策を講じた喫煙所の設置が可能となった場所から、順次設置していくとともに、民間事業者への助成を通じて喫煙所整備を推進し、たばこを吸う人も吸わない人も心地良く過ごせる環境づくりを推進していきます。</p>
45	49～54	第2章	<p>たばこは賛否ある商品ですが、すでに1割を切っている喫煙率をさらに下げる目標はやりすぎ。</p> <p>区のとばこ税収は50億円とのことなので、これを使って公共の喫煙所をもっと作るべきだ。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>区の人口構成は、喫煙率が低い20代・30代が多いため、全国と比較すると低い喫煙率となっています。そのため、現状10.9%から現実的で到達可能な数値として、1割減の9.8%を目標値として設定しています。</p>
46	49～54	第2章	<p>お酒やたばこは嗜好品であり、法律で認められているものです。</p> <p>同じ区民を選別するようなことはせず、たばこを吸う人も区民、吸わない人も区民、ともに共存できる環境や政策に知恵を出すのが役所の仕事のほうです。</p>	<p>E</p> <p>ご意見として伺います。</p> <p>お酒やたばこは、ご指摘のとおり嗜好品であり、法律で認められています。しかしながら、お酒は一定量を超えると生活習慣病発症のリスクが高まったり、たばこについては健康増進・疾病予防の観点から推奨できるものではありません。ご指摘のとおり、たばこは嗜好品ですが、副流煙の害が吸わない方にとっても健康面でのリスク因子となるものです。</p> <p>健康増進法でも、喫煙者の配慮義務が定められているところですが、吸う方も吸わない方も共存できるような環境整備や普及啓発に取り組んでいきます。</p>
47	49～54	第2章	<p>健康づくり行動計画では、たばこはいつも悪者扱いです。喫煙率も年々下がっているようで、これ以上喫煙者を減らす目標など必要でしょうか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>国においては基本的な考え方として、「喫煙率の低下」が重要であり、健康増進・疾病予防の観点から低ければ低い方が望ましいとされています。</p> <p>区の人口構成は、喫煙率が低い20代・30代が多いため、全国と比較すると低い喫煙率となっているため、現状10.9%から現実的で到達可能な数値として、1割減の9.8%を目標値として設定しています。</p>
48	55	第2章	<p>基本目標2の施策4、歯と口の健康づくりを支援します</p> <p>虫歯の有無は、虐待や子どもの貧困とも強い相関が指摘されるため、乳幼児期、学齢期におけるの虫歯ゼロを目指し、受診勧奨を強めるべき。</p>	<p>D</p> <p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>むし歯と経済環境とは関連性があるとの認識のもと、社会環境や生物学的要因等を念頭に置きながら事業を実施しています。今後も、健康支援部門、子育て支援部門、教育部門の連携を強化しながら取組を推進していきます。</p> <p>また、各健診や健康教育等を通じ、引き続き受診勧奨を行ってまいります。</p>

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の考え方
49	55	第2章	1歳半健診から3歳児健診までの間に、かかりつけ医を持ち、学齢期につなげるべき。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 区では、1歳6カ月から3歳にかけてむし歯を持つ児の割合が増加することから2歳児の歯科相談(にこにこ歯科相談)を実施しています。また、低年齢からかかりつけ歯科医を持つことを目的としたフッ化物塗布事業を3歳から実施しています。 今後も低年齢からかかりつけ歯科医を持つことの重要性を普及していきます。
50	55	第2章	子どものフッ素塗布事業の対象年齢(現在、未就学児)を、虫歯になりやすい生え替わり時期である12歳程度まで拡大し、歯科医師会員以外にも協力医を拡大するべき。	E ご意見として伺います。 フッ素塗布事業の拡大については、令和3年度より小学校1年生まで対象を拡大して実施しています。 学齢期の歯科保健対策については、本人の自主的な取組を促していくことが大切と考えます。そのため、教育委員会、小学校、学校歯科医と連携し、小学校における歯科健康教育を実施、充実させていきます。 フッ素塗布事業では、歯科医師会の協力のもと、研修を受講した会員で区の指定する手技・手法で事業を実施していただける医療機関を協力医療機関としています。令和5年度のフッ化物塗布事業の協力歯科医療機関は178件となっており、身近な歯科医院で受けていただけるものと考えています。
51	55	第2章	歯科健康診査の受診票の送付を10年に1度ではなく、毎年にし受診率を向上させるべき。	E ご意見として伺います。 歯科健康診査は16歳以上の区民が年1回受けられることになっています。案内及び受診票の送付は、20歳から80歳までの10歳刻みの節目年齢に加え、後期高齢者歯科健康診査の開始年齢である、76歳としています。 「新宿区健康づくりに関する調査」によると約7割の方が1年に1回以上、歯科にかかっていることから、歯科医療機関における健診の受診勧奨をお願いしています。 また、より多くの区民に受診いただけるよう、広報新宿や区ホームページの他、健康診査・がん検診の案内の中で、歯科健康診査についても周知し受診率の向上に努めています。これらを踏まえ、受診票の送付は、効率性を考慮しながら従来どおり実施してまいります。
52	55～60	第2章	歯科健診の充実。1年間も健診を受けないと、誰もが虫歯になってしまうし、区民健診と同じ位置付け、同じ扱いで毎年送らないと、申込をわざわざした人にだけ送るような制度は廃止しなければならない。	E ご意見として伺います。 歯科健診のご案内については、国の歯周疾患健診の対象となっている40歳、50歳、60歳、70歳については全ての方にお送りしています。加えて、区では20歳、30歳についても節目年齢ということでご案内をお送りしています。さらに、76歳以上の方については後期高齢者歯科健診として、76歳、80歳の全ての方にご案内しています。 「新宿区健康づくりに関する調査」において、1年に1回は歯科にかかっている方が約7割いることがわかっていることから、歯科医療機関でも健診へのお声掛けを行っていただくよう依頼しているところです。今後も歯科健診の利便性の向上を図っていきます。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区のお考え方
53	61	第2章	基本目標2の施策5、高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します 取り組みの展開に地域交流館、シニア活動館などの活用をもっと位置づけるべき。	D ご意見は、今後の取組の参考とします。 高齢期の介護予防・フレイル予防には、高齢者が身近な場所で気軽に参加でき、地域での仲間づくりにつながる「通いの場」への参加が重要であると考えています。 地域交流館やシニア活動館などの活用を本計画に位置付けることは考えていませんが、各館では高齢期の心身や社会生活等の特性を踏まえた健康づくりや介護予防・フレイル予防の意義・重要性を区民に伝えるため、講演会や出前講座を通じた普及啓発を行っています。
54	71	第2章	基本目標3の施策2、健診受診の習慣化を推進します 受診率向上のため、かかりつけ医で受診できるよう特定健診を中野区以外の隣接区でもできるように調整するべき。	E ご意見として伺います。 中野区以外の隣接区と健診体制などに相違点があるため、実施は困難であると考えています。
55	74	第2章	基本目標4、総合的にがん対策を推進します がん対策推進条例を策定し、予防、啓発、早期発見、早期治療、療養支援を総合的に進めるべき。	E ご意見として伺います。 新宿区においても男女とものがんが死因の1位となっております。正しい知識の普及啓発、病気の早期発見・早期治療、療養支援の視点で様々な取組を行い、総合的にがん対策を推進していきます。
56	74	第2章	特に、がん検診については無料化すべき。	E ご意見として伺います。 がん検診における受診者の自己負担額は、がん検診費用の1割程度であることから、今後も自己負担をしていただきたいと考えています。
57	74	第2章	住民税非課税世帯が手続きをしなくても自己負担免除になるように手続きを改善し、無料の受診票を送付、乳ガン検診について痛みを伴わないMRI検査で受診できるようにするなど、受診率向上のためにできることは全て取り組むべき。	E ご意見として伺います。 住民税非課税世帯の方は、受診を希望する方以外に、世帯に属する全員の税情報も確認する必要があり、個人情報保護の観点から本人同意が不可欠であることから、今後もがん検診受診前に自己負担金額の費用免除の手続きをしていただきたいと考えています。 新宿区は、科学的根拠に基づいた国の推奨するがん検診を実施していることから、MRI検査などのがん検診について、現時点での導入は予定していませんが、引き続き、国の動向を注視してまいります。
58	74	第2章	20歳から39歳までの成人のピロリ菌検査も無料で実施し早期発見につなげるべき。	E ご意見として伺います。 ヘリコバクター・ピロリ抗体検査について、ピロリ菌が胃がんの原因の多くを占めており、ピロリ菌の除菌が胃がんの予防に有効である証拠は集まってきています。しかし、胃がん死亡率減少効果が不明であるとされており、国は推奨していないため、現時点での導入は予定していませんが、引き続き、国の動向を注視してまいります。
59	91	第2章	基本目標5、女性の健康づくりを支援します 各保健センターに設置されている骨密度測定機を、希望者がいつでも受診できるようにする。	E ご意見として伺います。 各保健センターでは、20歳以上の区民を対象に骨粗しょう症予防検診を実施するとともに、幼児健診(1歳6か月児及び3歳児)時にも、希望する母親を対象に骨密度測定を実施しています。

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区のお考え方
60	91	第2章	乳がん・子宮がん検診に「骨粗しょう症」を加えて女性の検診3点セットとして毎年実施し、受診率向上のため、国の補助に加えて区としても無料にするための対策を講じるべき。	<p>ご意見として伺います。</p> <p>乳がん、子宮頸がんの検診については、国の指針で、2年に1回検診すれば、早期発見を通じたがん予防が期待できると推奨されているため、毎年実施することは考えていません。</p> <p>検診受診率向上については、子宮頸がん検診は20歳から60歳、乳がん検診は40歳から60歳の偶数年齢の方全員へ、検診受診券を送付し受診勧奨を行うとともに、国の基準どおりにがん検診無料クーポン券を対象者に配付しています。</p> <p>また、過去3年間に受診歴がある者や健康診査受診券送付対象者全員へがん検診受診券を送付した上で、未受診者へは再勧奨も行っていきます。</p> <p>さらに、がん予防の観点を盛り込んだ、がん検診受診勧奨小冊子を作成し、医療機関や区内施設等で区民に配布することで、がん検診についての重要性を広く周知しています。</p> <p>がん検診における受診者の自己負担額は、がん検診費用の1割程度であることから、今後も自己負担をしていただきたいと思います。</p>
61	96～98	第2章	女性の健康づくり支援と言っても、四谷ばかりでやらないで欲しい。あそこをセンター的拠点施設に位置付けているようだが、距離的にも交通経路としても、心理的にも遠く感じて大変不便。もっと他の地域の保健センターでも、同時多発的に、多様な催しを実施すべき。	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、女性のライフステージに応じた健康支援として、各保健センターで随時女性からの健康に関するご相談をお受けしているほか、定期的実施している健康相談でも女性の健康に関するご相談をお受けしています。また、オンライン配信を含めたセミナーの開催やホームページなどでの情報提供、地域のイベントなどで保健センターが健康に関する情報を提供する際には、女性の健康に関するリーフレットを配布するなど、様々な方法で健康づくりに取り組んでいます。</p> <p>今後とも、情報通信技術の活用や出前講座の実施など地域へ向けて幅広く事業展開できるよう工夫してまいります。</p>
62	108	第2章	基本目標6の施策1、生涯にわたって健康を増進する食生活を推進します 朝食を欠食する子どもの割合を低下させることを評価するが、指標に対応した施策を組むべき。	<p>ご意見として伺います。</p> <p>朝食を食べることの大切さについては、これまでも学校食育計画の中で継続して取り組んでいるところです。今後もさらに教育委員会と協力して実施していくことはもとより、一般区民に対しても普及啓発を行ってまいります。</p>

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の方考え方
63	108～116	第2章	<p>食育では保健師さん達などから、「さあにぎやかにいただく」や、「まごはやさしいこ」等など、いくつもあって覚えるのに散漫になり、これではまずい。</p> <p>新宿区として、もっと拡充させるためには1つに絞って今よりもっとアピールして、1つだけを重点的に普及させないことには、バラバラになって不統一ではいけないと感じる。</p>	D <p>ご意見は、今後の取組の参考とします。</p> <p>「さあにぎやかにいただく」は、フレイル予防を目的として、食べたい10の食品群の頭文字をとったもので、「ロコモチャレンジ！推進協議会」が考案した合言葉です。一方、「まごわやさしいこ」は、和食によく使われる食材の頭文字から作られた言葉で、洋食に偏りがちな世代に、和食の良さやバランスの良い食事を説明する場面に使われます。どちらも食品の頭文字で作ったフレーズのため、混乱を招かないよう、目的に合わせて覚えていただけるよう周知してまいります。</p>
64	116	第2章	<p>基本目標6の施策2、食文化の継承や食の楽しみを通して、食を大切にすることを養います</p> <p>食育推進リーダー連絡会には、私立幼稚園、子ども園、認証保育所などの担当者も参加できるようにするべき。</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>食育推進リーダーは、食の教育推進の中核を担う教職員として各区立学校に配置しています。食育推進リーダー連絡会は、学校食育計画に基づき、区立学校・園における食の教育を充実させるため、区立学校・園を対象に実施しているものです。一方、区が主催する食育講演会では、乳幼児をテーマにした場合において、区立だけでなく私立の幼稚園、子ども園、保育園等を対象に実施しています。</p>
65	129	第3章	<p>「【進捗状況の確認】令和6(2024)年度から計画を推進する中で、毎年度、数値を把握できるものについては、その進捗状況を把握し、「新宿区健康づくり行動計画推進協議会」へ報告します。計画の終了年度には、本計画で設定した目標値及び策定時の現状値に対して、最終的な達成度を評価し、その結果を次期計画に生かすものとします。」と記載されています。P17～20の記載内容では達成内容が理解できません。協議会のみならず、区民に広く周知して頂くため、以下の資料を第4章資料編に記載すべきです。</p> <p>令和5年度第2回新宿区健康づくり行動計画推進協議会資料2「新宿区健康づくり行動計画」(平成30～令和5年度)指標の達成度について(平成30年度～令和4年度)</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>第4期の評価指標は、達成度及び進捗状況について健康づくり行動計画推進協議会で報告し、会議の配布資料を区ホームページに掲載しています。第5期の評価指標についても、同様に達成度及び進捗状況について健康づくり行動計画推進協議会で報告し、会議の配布資料を区ホームページに掲載し、区民に広く周知してまいります。</p>
66	143	第4章	<p>新宿区健康づくりに関する調査における、総サンプル数、年齢別サンプル数の設定根拠を記載下さい。また、回答数はアンケートでの信頼できる回答数であったか記載下さい。</p>	E <p>ご意見として伺います。</p> <p>令和4年度に実施した新宿区健康づくりに関する調査では、標本(サンプル)は母集団である18歳以上の新宿区民(外国人住民含む)の地域別・年齢別の構成比に基づき、無作為抽出しています。また、前回の平成28年度に実施した調査結果との比較を視野に入れて、標本を設定しています。</p> <p>有効回収率は37.5%であり、前回の有効回収率40.6%とおおむね同様の結果であり、信頼できる回答数であると評価しています。</p>

No.	素案頁	章番号	意見要旨	区の方	区の方
67	143	第4章	アンケートの結果は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると思います。見解を記載下さい。	E	ご意見として伺います。 令和4年度に実施した新宿区健康づくりに関する調査の結果は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものであると認識しています。例えば、前回の平成28年度に実施した調査結果と比較し、「現在の健康状態」や「地域におけるボランティア活動や趣味のグループへの参加状況」が、コロナ禍における外出自粛などの影響を受けた結果となっています。これらの調査結果を踏まえ、第5期新宿区健康づくり行動計画を策定します。
68	145～162	第4章	第4期計画において関連事業数は、188であり、本書では183となっています。関連事業数が減少していますが、その事由が事業の終了、廃止、統合のいずれであるか教示下さい。	F	ご質問に回答します。 第4期計画から第5期計画(素案)にかけて、「関連事業一覧」に掲載している事業は23件追加、28件削除であり、5件減少のため、第5期計画(素案)の関連事業数は183件となっています。事業の統合の例示として、第4期計画の「関連事業一覧」に掲載のNo.87「高齢期の健康づくり講演会(区民向け)の開催【新規】」については、第5期計画(素案)のNo.88「高齢期の健康づくり講演会の開催」に統合していることが挙げられます。
69	145～162	第4章	本書記載の183の事業のうち、健康部所管の事業名は、R5年予算書の7款健康費1項健康推進費に記載の「細々目」事業名と同一ですか。	F	ご質問に回答します。 ご指摘のとおり、基本的には同一の事業名となりますが、1つの予算事業に複数の事業が含まれているものもあるため、計画書には予算書よりも詳細に事業を記載しています。
70	145～162	第4章	財政課に確認しましたが、R5年予算書の7款健康費1項健康推進費の事業数は160と確認しました。記載183の事業には、当160の事業が全て含まれていますか、教示下さい。	F	ご質問に回答します。 令和5年度予算書の7款健康費1項健康推進費の事業数160には、予防接種や新型コロナウイルス感染症対策に係る事業経費等も含まれています。当該事業については、新宿区健康づくり行動計画では定めていませんので、記載の183の事業には、160の予算事業すべてが含まれているわけではございません。
71	145～162	第4章	新規に事業化される関連事業の有無を記載下さい。	B	ご意見は、素案に記述されています。 新規に事業化する事業は、事業名の末尾に【新規】と記載しています。
72	145～162	第4章	記載183の事業について、内容が拡充されるものを注記下さい。	B	ご意見は、素案に記述されています。 内容を拡充する事業は、事業名の末尾に【拡充】と記載しています。

3 第5期新宿区健康づくり行動計画（素案）に関する 地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨

令和5年11月6日（月）から11月20日（月）にかけて、次のとおり、区内10か所の地域センターで開催した、第5期新宿区健康づくり行動計画（素案）に関する地域説明会における、質疑応答の要旨をまとめたものです。

なお、地域説明会は、「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」と合同で開催しました。

開催日時	会場	参加人数	意見数
令和5年11月6日(月) 午後3時～	四谷地域センター	2	23件
令和5年11月7日(火) 午後3時～	牛込笹笥地域センター	1	
令和5年11月9日(木) 午後3時～	柏木地域センター	7	
令和5年11月11日(土) 午後3時～	若松地域センター	8	
令和5年11月13日(月) 午後3時～	角筈地域センター	7	
令和5年11月14日(火) 午後3時～	落合第二地域センター	4	
令和5年11月15日(水) 午後7時～	大久保地域センター	1	
令和5年11月17日(金) 午後7時～	戸塚地域センター	3	
令和5年11月19日(日) 午後3時～	榎町地域センター	6	
令和5年11月20日(月) 午後3時～	落合第一地域センター	8	
	合 計	47名	

《記載内容は、以下の項目を設け整理しています。》

項 目	説 明
【素案頁】 【章番号】	ご意見をいただいた内容が、施策体系のどの分野に該当しているかを示しています。
【意見・質問要旨】	基本的には、発言のまま記載しましたが、内容が重複する部分などは要約している場合があります。
【回答要旨】	基本的には、発言のまま記載しました。（計画への反映等については、A～Gで示しています。A～Gの分類については、地域説明会実施結果概要（P.2）をご確認ください。）

No.	素案頁	章番号	意見・質問要旨	回答要旨
1	全体	全体	<p>健康づくり行動計画はすばらしいと思うが、四谷地区というのは、坂が多くてセンターなどで催しがあっても、身体状況的に行けない人がいる。何かイベントがあっても参画できないので、地域性というか、コミュニティバスなども考えた上での健康づくり行動計画としてほしい。</p> <p>すばらしい計画がいっぱいあるのはいいことだと思うが、いきいき体操もやる場所までみんなが来れなかったら意味がない。</p>	<p>四谷は4つの谷という地名のごとく坂が多いうことは認識しています。</p> <p>介護も含め健康づくり活動の拠点になかなか来れない方がいることは、本当に課題だと感じています。訪問が必要であれば、訪問して何か支援することを考えないといけないでしょうし、ICTの活用もできるかもしれません。地域特性を考えるとそういうことを検討しないといけないと思っています。具体的に坂をどうするかが残りますが、少しでも歩きやすいまちにするために、本日いただいたご意見をまちづくり部門にも伝え、考えてまいります。</p> <p>D (補足)</p> <p>また、区では、坂道・階段が多くあり、移動する際に負担が大きい地域において、特に高齢者・子育て世帯・障害者の方が移動する際の負担軽減や利便性の向上を図るため、新たな地域交通導入の検討を進めています。新たな地域交通導入の検討は、令和5年度に、地域公共交通会議分科会を設置し、区内の交通事業者等の関係者とともに行っているほか、地域住民の方々の意見、ニーズを把握しながら進めています。</p>
2	全体	全体	<p>角筈地域は半分以上が再開発または再開発予定地である。横のつながりがなくなってくると、精神的な面でも健康に影響してくるのではないと思う。再開発予定地に住んでいる方が不安を持って生活していくのはつらいことだと思うので、土地が高騰しても、大きなマンションが建っても、このまちの近くに残れるような政策をしてほしいと思う。</p>	<p>角筈地域が再開発地域であることは認識しています。まちの大きな変化により、高齢者の健康状態への影響についての懸念もあると考えられます。</p> <p>区では地域交流館、シニア活動館、地域ささえあい館など的高齢者の交流・活動施設を展開し、地域支え合い活動を推進しており、高齢者同士の仲間内で活動するだけでなく、多様な主体が世代を超えて、例えば若者や外国人との交流が可能になるよう、地域での支え合い活動を支援しています。</p> <p>薬王寺地域ささえあい館では地域支え合い活動をしている支援団体は40団体ほどあり、区内全域で非常に活発に活動しています。シニア活動館でも同様に地域支え合い活動を展開できるよう、教室や講座等を企画しながら担い手を育成しています。また、中落合高齢者在宅サービスセンターの地域交流スペース、ささえあーる中落合でも同様の活動を行っています。シニア活動館で地域支え合い活動を行っていないところもあるので今後展開していく予定です。将来的には、例えば早稲田南町地域交流館を地域ささえあい館に転換していく考えもあり、互いに交流しながら支え合える環境づくりを進めていきます。</p>
3	全体	全体	<p>新宿区の施策ではないが、後期高齢者という呼び方をなんとかならないか。後期高齢者と言われることで、やる気をなくしてしまう人がいる。</p>	<p>E</p> <p>前期・後期高齢者の定義は国の法律で決められていますが、区では高齢期の方々が、少しでも元気に過ごせるよう計画を推進していきたいと考えます。</p>

No.	素案頁	章番号	意見・質問要旨	回答要旨
4	全体	全体	<p>妊婦だった時や父の介護時を思うと、ずっと歩けないので、ベンチなど街中にちょっと休める場所が欲しい。また、シニア活動館を活用したいが、坂が大変なので、移手段など考えて欲しい。</p>	<p>ベンチの設置については、木を守りつつ座れるベンチもあると聞いています。このようなご意見があったということで、所管する部署に伝えます。</p> <p>また、シニア活動館への移手段の話がありました。シニア活動館でなくても、マンションの集会室、個人宅、社務所など身近な場所で「しんじゅく100トレ」を行っている例があります。区では「通いの場」の一つとしてしんじゅく100トレを行うグループの立ち上げを進めており、現在74グループとなっています。なお、「しんじゅく100トレ」は5人以上集まれば、出張体験会も行っています。</p> <p>(補足) 区では、「バリアフリーの道づくり」事業として、令和3年11月に策定した「新宿区移動等円滑化促進方針」に基づき選定した路線について、計画的なバリアフリー整備に取り組んでいます。</p> <p>D 「バリアフリーの道づくり」事業では、当事者との意見交換等を活用し、沿道の協力を得ながらベンチの設置などといった道路のバリアフリー整備について検討してまいります。</p> <p>また、区では、坂道・階段が多くあり、移動する際に負担が大きい地域において、特に高齢者・子育て世帯・障害者の方が移動する際の負担軽減や利便性の向上を図るため、新たな地域交通導入の検討を進めています。新たな地域交通導入の検討は、令和5年度に、地域公共交通会議分科会を設置し、区内の交通事業者等の関係者とともに進めているほか、地域住民の方々の意見、ニーズを把握しながら進めています。</p>
5	全体	全体	<p>高齢者だけでなく、子どもや女性の観点から、コロナ禍で自宅で過ごすことが多かったため、DVや自殺が増えた。被害者へのケアも大事だが、周りからも相談を受ける。加害者側の更生の視点もぜひ入れてほしい。</p>	<p>DVの加害者向けの対策を計画に位置付けるのは難しいですが、連携・ネットワークづくりを進め、このような意見があったことについては所管部にも伝えます。</p> <p>(補足) 区では、男女共同参画推進計画に基づきDV防止の啓発を行っており、その中でDV加害者の更生に向けた講座も実施しています。また、男女共同参画推進センターの悩みごと相談室では、土曜日の午後に男性相談員による相談の実施等により、加害者自身が相談できる体制を整えています。今後も継続して加害者の更生に向けた取組を推進していきます。</p>
6	全体	全体	<p>高齢者総合相談センターの職員はハードな現場である。現場が大変だからこそ、連携や現場の充実が大切なので、現場の声をぜひ聞いてほしい。</p>	<p>D 自殺に関する言動がある人の対応について、高齢者総合相談センターなどの職員も自殺対応の専門家に相談にのってもらえる制度をつくりました。</p> <p>月に一度、「高齢者総合相談センター管理者会」を開催しており、10センターの管理者と意見交換・情報共有を行っています。また、日々の相談業務の中で現場の声を聞きたいと思っています。引き続き、各センターとの連携を図っていきます。</p>
7	全体	全体	<p>スライド14ページに、「誰一人取り残さない」などとある。都営住宅に住んでいるが、他区の住宅でリフォームをしてもらった知人がおり、その住まいを見たら愕然とした。都営住宅のことで、区から都に働きかけるなどして、誰一人取り残さないということに動いてほしい。</p>	<p>E 「誰一人取り残さない」という文脈の中で都営住宅の話もいただきました。この場では有益なことは申し上げられませんが、説明会でそのような話をいただいたということは、しっかり関係機関に伝えていきたいと思えます。</p>

No.	素案頁	章番号	意見・質問要旨	回答要旨
8	11	第1章	スライド4ページで死亡者数が出ている。そもそも区の人口が何人いる中で、死亡者数が2,744人なのかを教えてください。	F 区の人口は、令和5年現在約34万6千人です。
9	14	第1章	スライド7ページの女性の介護が必要となった主な原因で、「関節の病気」とあるが、そこにはリウマチや膠原病(こうげんびょう)が含まれていると理解してよいか。	F 「関節の病気」には、リウマチ等が入ってくるということですのでよいです。
10	42～44	第2章	スポーツができるような運動施設はコズミックセンターがある地域に集中しており、地下鉄やバスを利用して行かなければならない。シニア活動館などはあるが制約があり誰もがすぐに使えるわけではないのでそういう場所がほしい。	E スポーツ施設の地域の偏りは認識しています。スポーツ施設をつくる計画は今のところないですが、再開発などで、可能な限り歩きやすい街にするなど、スペースづくりは使命だと考えており、今後できることから取り組んでいければと考えています。 (補足) 区立小・中学校では体育館・校庭等を開放しスポーツのできる施設として開放しています。また、生涯学習館でも体操・ヨガ等を行うことができます。 また、区では令和2年度には四谷1丁目に四谷スポーツスクエアを開設しました。これからもスポーツ環境向上のため取り組んでいきます。
11	45～54	第2章	スライド13ページにある生活習慣病のリスクが高まる飲酒や喫煙の状況は、精神的なストレスが原因だと思うので、心の健康について区のほうで腐心(ふしん)してほしい。	B ストレスを抱えている方は60%いらっしゃいます。保健センターを中心にそういった相談を受ける窓口はありますが、窓口を知らない区民も多くいらっしゃるので、相談先を周知するとともに、睡眠時間の重要性も啓発していきます。
12	55～60	第2章	歯と口の健康づくりは、非常に不十分さを感じる。区民健診の通知は送られてくるが、歯科健診の通知は請求しないと送られてこない。問題だと思って担当に抗議したことがある。虫歯は万病の元と言うぐらい、あらゆる病気と密接につながっているの、歯科健診も区民健診と同レベルでやらないといけないと思う。また、歯の健診の場合、年末までしか使えないということも知り、由々しき問題だと思っている。	E 歯と口の健康について関心を持っていただき、ありがとうございます。 まず、国の制度を説明させていただきますが、国の歯周病検診は40歳、50歳、60歳、70歳が対象となっています。区では、それでは不十分と考え、16歳以上の全ての区民が、年に1回は歯科健診を受けられるようにしています。 区では、国の歯周病検診の対象となっている40歳、50歳、60歳、70歳は全ての方にご案内をしており、加えて、節目年齢の20歳、30歳についても案内をしています。さらに、76歳以上の後期高齢者になられた方に対しても、後期高齢者歯科健診として76歳、80歳の全ての方にご案内をしています。 また、新宿区健康づくりに関する調査で、1年に1回は歯科にかかっている方が約7割いることがわかったため、歯科医療機関でも健診へのお声掛けをしてもらうようご協力いただいているところです。 また、歯科健診は検査項目が多く、委託先に検査漏れがないか等の点検をしてもらう必要があるため、受診期間を年末までとさせていただきます。 今後も歯科健診の利便性の向上を図ってまいります。
13	55～60	第2章	要介護者は歯科医に行きたいけど、一人ではいけない。できれば自宅に訪問してもらってケアをしてほしいが、タダではできない。そういうことを区独自サービスでできないか。	E 在宅療養されている方の歯の健康は重要なことだと認識しています。医療保険の制度として訪問歯科診療があり、介護保険では、居宅療養管理指導が使えますが、歯科医師が訪問するだけで1,000円ぐらい自己負担が発生し、制度上、無料というのは難しい状況にあります。そのため、医療に至る前の予防法などを普及していくことが必要と考えています。

No.	素案頁	章番号	意見・質問要旨	回答要旨
14	55～60	第2章	医療を受けずして健康を保持する方法をという話があったが、できないことがある。そのような魔法のようなことがあるのなら教えてほしい。	F 医療が必要ではないということで発言したわけではありませんが、御意見のように聞こえたのであれば申し訳ありません。区では、区民にかかりつけ歯科医を持っていただき、歯科医療をきちんと受けていただくようご案内しています。一方で、医療保険や介護保険は、国の制度で、訪問診療を受けていただく場合には、外来より費用がかかることとなります。区ができるところは医療の提供ではなく、保健、ヘルスの部分になるので、保健の分野でできることがあるのであれば、力を尽くしたいという意味で発言させていただきました。
15	60	第2章	8020の達成率はどのくらいか。	F 8020の達成度については、区の歯科健診受診者の結果となりますが、令和4年度に区の後期高齢者歯科健康診査を受診された80歳以上の方では70.5%の方が8020を達成していました。国の令和4年度の歯科疾患実態調査では80歳で8020を達成している方は51.6%と報告されています。
16	61～65	第2章	シニア活動館があるが50代からのイベントが冷遇されているのはなぜかと疑問に思う。死亡するまでの寿命は女性の方が長い、健康的にいられる寿命は女性の方が短いので、女性の健康寿命はすごく問題だと思う。主婦などの健康を増進すべきで50代をターゲットにした更年期から骨粗しょう症の改善など健康保障をもっとやるべきだと思う。不足している感じが否めない。	E (補足) 区においては全国と比較し、女性は「やせ」の傾向にあり、将来的に骨粗しょう症になるリスクがあります。そのため、骨粗しょう症健診や更年期を対象とした講演会の開催など、各ライフステージに応じた将来を見据えた健康づくりに努めています。引き続き、50代の方々もご参加いただけるようなイベント開催を通じて、普及啓発等に努めてまいります。
17	82	第2章	第5期新宿区健康づくり行動計画のなかで、基本目標4「総合的にがん対策を推進します」についてですが、現状で、がん検診を1つも受けていない区民の割合は4割台半ばということですが、この年齢的な内訳を教えてください。	F 年齢の内訳については、昨年度行いました「健康づくりに関する調査報告書」のなかで聞き取りしています。やはり若い世代が「受けていない」と答えているところが多く、男女別での割合としては、男性で18～29歳の方が93.1%で最も高く、女性でも同じく18～29歳で58.9%と高いのですが、次いで80歳以上で51.7%ということで、高齢の方も「一つも受けていない」と回答されている方が多い状況です。詳細に関しましては、「健康に関する調査報告書」に載せていますので、そちらも併せてご確認をいただければと思います。
18	82～85	第2章	今後の課題として、若い人たちががん検診に対して意識が低い、新宿区でも死亡の原因でがんが多いと思うが、今後はこのような若い方たちに対して、がん検診の推進の仕方というか、どのように取り組んでいくのか、教えてください。	F ご指摘の若い世代に対する取組というところで、まず、がん検診の基本の考え方として、対策型検診と言いまして、有効性を考えて一定の年齢になったら検診を受けましょうといったご案内をしているところです。国の指針では一定の年齢の方以上、例えば大腸がんでは40歳以上が対象となっており若い世代の方はまだ対象になっていないので受けていないことから、このような数字が出ていると認識しています。 一方で、ご指摘のとおり、若い世代からがんに対する知識、啓発は必要であると考えています。例えば、区立学校でもがんの教育などを行っているところです。また、女性では子宮頸がん検診は20歳以上で受けられますので、健康セミナーなどではこうしたがん検診の普及啓発なども行っているところです。

No.	素案頁	章番号	意見・質問要旨	回答要旨
19	86～90	第2章	健康づくりのがん対策について、ウィッグ購入等費用助成はありがたいと思う。乳房形成助成というものが無い。乳がんは増えているので、その助成も願っている。	B がん患者へのアピアランス支援の件について、来年4月から助成制度を立ち上げたいと考えています。具体的にはウィッグ購入費等の助成です。メニューとしては、ウィッグや補整下着のほか人工乳房などの購入及びレンタル費用の助成を検討しています。
20	91～98	第2章	スライド10ページの計画の体系で、「基本目標5 女性の健康づくりを支援します」がある。四谷保健センターばかりが女性の健康づくりのイベントを行っていて、自分の住まいからでは遠い。区内のいろいろな所で分散して行ってほしい。なぜ、四谷に女性の健康支援センターを決めたのか。区内で万遍なく取り組んでほしい。	E 四谷の女性の健康支援センターのご意見をいただきました。区としてはライフステージに応じた女性の健康に関する知識の普及であったり、女性の健康づくりにおける様々な活動を、全区的にやっています。ただ、健康支援センターは四谷なので、物理的に遠いという地域はあると理解しています。昨今のICTを使った講座なども少しずつは始めているので、御意見をいただいた上で、今後も、地理的なことをカバーできる新たな施策が何かないかを考えていきたいと思えます。
21	99～104	第2章	がん検診について、女性だとマンモグラフィや子宮がん検診があるが、2年に1回の受診である。毎年受診できるような補助があると安心感につながると思った。 また、検診未受診者が想像以上に多いが、その原因はどこにあると考えているか。	F 乳がん検診や子宮頸がん検診は国の指針で2年に1回と定められています。区の検診は国で検証されたルールの中で行っており、がん検診の指針に沿った対応であることをご理解いただければと思います。国の審議会で検診の在り方が検証されており、そこが変わると区の対応も変わると考えています。 検診受診率については、国と比べても低くなっています。区の調査では未受診の理由として「心配な時ならいつでも受診できる」などが挙げられています。個々人の状況が異なるため一概に言えませんが、自分事として捉えてもらうための働きかけが重要と考えていますので、普及啓発とともに個別の勧奨や再度の案内をして粘り強く対応してまいります。
22	99～104	第2章	私自身は子宮頸がんの検診を受診していない。数年前に検診で実際にがんが見つかり他の病院に掛かっており、年に1回その病院で定期検診を受けているため、区の検診は受けなくて良いと言われている。こうしたケースもあることから、検診の受診率が低くなっているのではないかと。	F 統計上、受診率の出し方は国や都の考え方も踏まえて整理しており、既に罹患されている、治療されている方も受診すべき対象者に入ってしまうため、結果的には受診率が低く出てしまうことは承知しています。一方で、本当に必要な方に受診していただくための施策は粘り強くやっていく必要があると考えているため、指標となる受診率の考え方についてはご意見も踏まえて今後も課題と捉えて取り組んでいきたいと考えています。
23	91～104 157～158	第2章	きちんとまだ読んでいないが、先ほど女性のライフステージに関するやせの問題などを注視するといったことを伺った。例えば、中高生に向け、やせが決して良いことではないというようなことを教育する取組などが細かく書かれているのか。	F 子どもたちへどのような形で知識を普及啓発していくかは非常に大事な観点です。方法としては大きく2点ありまして、1つは、保健所等で様々な活動をしている保健師が、相談を受ける中で1対1でお話をしたり、講座や講習会で講師を呼んだりして普及啓発をしています。もう1つは、ホームページや広報などを通じて普及啓発をしています。大切なのは、計画を作った後どのように普及啓発していくかなので、本日いただいたご意見を契機にしっかり取り組んでまいります。 また、健康づくり行動計画は、総論的に方針を掲げる形になっているので、必ずしも御意見いただいたような事業が、明確に書いてあるかという点も難しいところもありますが、例えば、91ページから女性の健康づくり支援を記載しており、157ページには具体的な事業を紹介させていただいています。